

採用活動に取り組む中小企業等の皆様へ

伊豆の国市 採用活動事業費補助金のご案内

※令和8年4月1日から要綱が新しくなります！詳細は市HPより要綱をご確認ください。

補助概要

補助額：対象経費の1/2以内（上限10万円）

※100円未満の端数切り捨て、当該年度の予算の範囲内で補助。

補助対象者（主な要件）

- ◇ 市内に主な事業所を有すること
- ◇ 市税の滞納がないこと

補助金対象事業・経費

※(1)(2)(3)それぞれ1回限り、同年度は1回限り申請可能（詳細裏面）

(1) 合同説明会出展事業

就職情報企業等が実施する合同説明会への出展料
（参加負担、会場使用、備品等資材借入に係る費用を含む）

(2) 企業PR動画制作事業

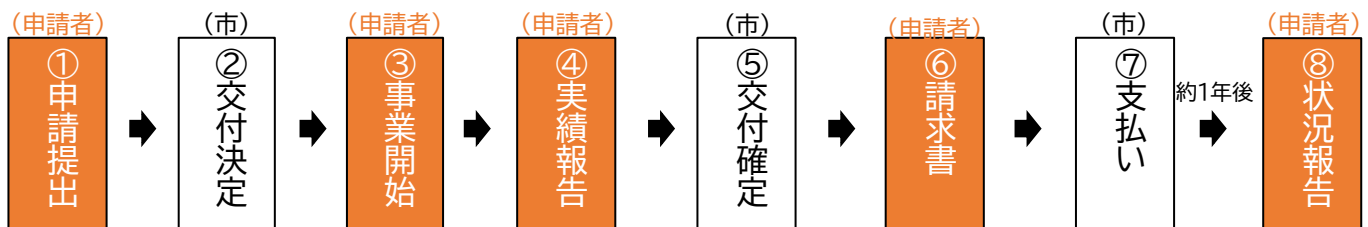
人材採用目的の動画制作の外部発注経費に係る経費 及び 作成した動画の掲載に係る経費

(3) 求人情報掲載事業 **NEW!!**

求人情報誌、就職情報サイト、SNS等への求人情報掲載及び作成に係る費用

補助金の流れ

※補助金の交付決定前に支払済みの経費は補助対象となりませんのでご注意ください。



【問合せ先】

伊豆の国市役所 商工課
〒410-2292 伊豆の国市長岡 346-1
TEL 055-948-1415 FAX 055-948-2926

※詳細は HP 又は要綱をご覧ください。



よくあるご質問



Q1 当該補助金は何度も受けることができますか？

A1 同一申請者につき、同事業1回限り。1年に1事業のみしか補助金交付はできない。

【補助対象となる例】

- ・R7(1)「合同説明会出展事業」申請事業者がR8(2)「企業PR動画制作事業」を申請する
※R7は(1)、R8は(2)で対象事業が異なる為

【補助対象とならない例】

- ・R7「合同説明会出展事業」と「求人情報掲載事業」を同時に申請すること
※1年に申請できるのは1事業のみの為
- ・R7「合同説明会出展事業」申請事業者がR8「合同説明会出展事業」を申請すること
※年度が異なっても申請できるのは同事業1回限りの為

Q2 1事業の中で、複数の説明会出展、複数の動画制作、複数の求人情報掲載を対象経費として申請することはできますか？

A2 申請時に、決定している事業は申請可能

合同説明会出展事業 申請時に、複数の説明会出展が決定している場合は可能

【補助対象となる例】

- ・7月開催「第1回〇〇説明会」及び9月開催「第2回〇〇説明会」のように、開催時期が異なる同一イベントの経費を同時に申請すること
- ・「〇〇説明会」と「△△説明会」のように、主催が異なるイベントの両方の経費を同時に申請すること

【補助対象とならない例】

- ・「第1回〇〇説明会」への出展費用を申請し、交付決定後、追加で「第2回〇〇説明会」や「△△説明会」の経費の申請をするために変更申請をすること

企業PR動画制作事業 申請時に、複数動画制作が決定している場合は可能

【補助対象となる例】

- ・3本の動画制作を同時発注し、申請すること

【補助対象とならない例】

- ・交付決定後、追加で2本の動画制作をするために変更申請すること



求人情報掲載事業 申請時に、複数の求人情報掲載をすることが決定している場合は可能

【補助対象となる例】

- ・求人情報誌の3回分（6月、8月、12月）の掲載を同時発注し、申請すること

【補助対象とならない例】

- ・1回分の掲載を申請し、交付決定後、追加で2回分の掲載を変更申請すること